

# デジタル資料の利用をめぐる

山下 早織

## はじめに

近年、DXの推進により、全国の博物館、図書館、文書館等において、資料のデジタル化が盛んに進められている。これにより、インターネット上でデジタル化された資料の閲覧も容易にできるようになり、ユーザー側の利便性は非常に向上した。政府も、デジタルコンテンツの充実を推奨しており、文化財の活用といった面でも今後ますますデジタルによる情報発信は欠かせないものになっていくと思われる。

他方で、歴史資料に限らず、デジタル化されたコンテンツは、コピーが容易で、無秩序な利用がされやすい面があることも看過できない。

愛知県公文書館でも、令和2年度から新しい所蔵資料検索システムを運用し、一部の資料についてはデジタル画像をインターネット公開している。

ところで、『愛知県史』に掲載されている絵画（数百年前に作成されたもの）の画像が、インターネット上のメディアプラットフォームである「ウィキメディアコモンズ」<sup>(2)</sup>に掲載されているという事実が発覚した。愛知県や資料の所蔵者とはまったく関係のない第三者が、紙製本された『愛知県史』から画像をスキャンし、上記サイトに掲載したものである。

ウィキメディアコモンズのWebサイトでは、当該サイトに掲載されている画像はサイトに記載の利用条件を守れば、自由に使うことができることを謳っている。つまり、このサイト上に掲載されている画像は、所蔵者の承諾を取らずに画像をダウンロードし、使用できるのである。

一方、文書館・博物館関係者の間では、資料の画像等を借用し、展示や刊行物等に使用する際は資料の所蔵者に承諾を得て使用する、ということが慣行となっている。Webサイトに掲載された絵画についても、元々は『愛知県史』掲載のために愛知県が所蔵者から許可を取ったものであり、今回のようなことは刊行当初はまったく想定していなかったことである。デジタル化社会が進み、スキャナ等の機器も性能が向上したため、誰でも複製が容易になったことも要因といえよう。

ウィキメディアコモンズにまったくの第三者が掲載した画像について、資料の所蔵者等の意向に関係なく使えることは問題がないのだろうか。また、『愛知県史』の著作権者である愛知県の知らないところでインターネット上に掲載されることに、著作権法上問題はないのか。

本稿では、今回発覚した事例を基に、デジタル資料と著作権法をめぐる整理を行った上で、デジタル化社会を迎え、デジタル化資料の取扱いをめぐる発生する課題について、どのように折り合いをつけていくべきか考察を行いたい。

## 1 著作権法上の整理

資料の利用をめぐる、著作権法上の問題については判例もあることから、整理がされている。

著作権をめぐる、よく引用される判例は「顔真卿自書建中告身帖」事件である<sup>(3)</sup>。この判例の考え方が現在も一般的なものになっている。以下、判例にしたがって、今回のケースについての著作権法上の考

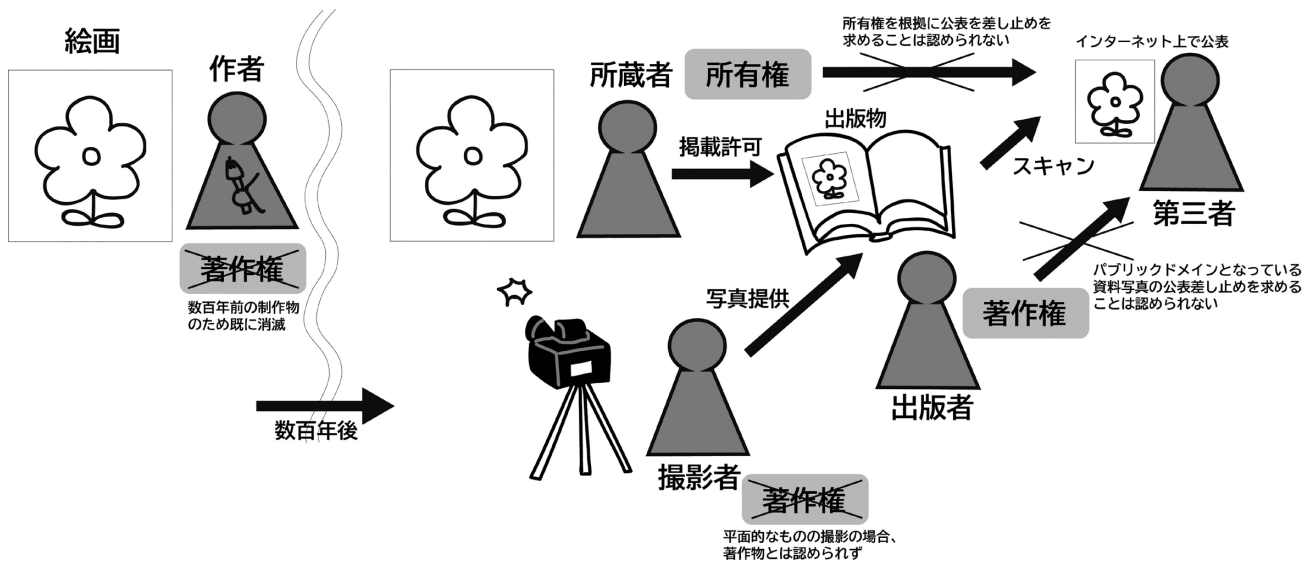


図1 著作権等関係図

え方についてまとめていきたい。

今回は『愛知県史』に掲載された絵画がインターネット上のサイトに掲載され、誰でも自由にダウンロードできる状態であった。掲載されている絵画については、著作権はどのように整理すべきだろうか。

まず想定できる著作権は、絵を描いた作者本人に属する著作権と、絵画を写真撮影したカメラマンの著作権、及び『愛知県史』を刊行した愛知県の著作権である。

まず、絵画の作者の著作権についてであるが、掲載された絵画は数百年前のものであり、当然著作権は切れていることになる。<sup>(4)</sup>

また、カメラマンの著作権であるが、二次元である絵画を正面から撮影した場合、(撮影技術の差はあれど)誰が撮影しても、同じ見た目の写真となる。このため、カメラマンの著作権は発生しないし、愛知県も、パブリックドメインとなり、かつ著作権がない写真に対して著作権を主張できない、ということが現在の判例上は整理されている。<sup>(5)</sup>

これらのことから、インターネット上に当該画像が掲載されていることは、著作権法上は何ら問題がないことになる。

この著作権をめぐる法的な整理の中で、考慮され

ていないのが、絵画の所有者の権利である。著作権が切れているからといって、所有者の知らないところで自由に使えるものなのかどうか。

これについて、先に取り上げた「顔真卿自書建中告身帖」事件の判例に基づけば、所有権に基づいて画像の使用の停止を主張できないとしている。つまり、所有者が知らないところで画像が使われたとしても、なんらその使用を差し止めることはできないのである。著作権上の権利関係を、今回発覚した愛知県の事例に沿って整理したものが、図1である。

この考え方に納得がいかない所蔵者もいるだろうということは想像に難くない。トラブルを避けるため、「はじめに」で述べたように博物館等の関係者は、資料を借用する際は、所蔵者からの承諾を取るようになっている。法的根拠がなく、単なる慣例にすぎないとされたとしても、それが、資料を利用する上で信頼関係の構築にも繋がっているといえるだろう。パブリックドメインとなった資料を、所蔵者に許可なく使用したとしても法的には問題がないが、信頼関係の維持には所蔵者への配慮が必要であると考え

## 2 活用上の枠組み

第1章において、資料の活用における著作権法上の整理と所蔵者との関係について延べた。ここからは視点を変え、デジタル資料の活用の国際的な利用基準について述べていきたい。

国においても、デジタルアーカイブを推進しており、令和5（2023）年9月には、過去のガイドラインを集約した「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン<sup>(6)</sup>を策定している。

そこでは、デジタルアーカイブについて、①記録・記憶の継承と再構築、②コミュニティを支える共通知識基盤、③新たな社会ネットワークの形成という3つの意義を掲げ、様々な分野を超えた新たな社会的価値を創造していくという位置づけを行っている<sup>(7)</sup>。このような流れを受け、各地の博物館や図書館などの施設において、デジタルアーカイブの整備が進められている。

また、近年の文化財の利活用を推進する流れがある中で、資料の二次利用に対し、利用の手続きをみだりに複雑化することは、この流れに逆行すること

になり、適当でないように思われる。

こうした中で、「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン<sup>(8)</sup>は、二次利用のあり方として、PD（パブリックドメイン）ツール及びCCライセンスによる表示を推奨している。CCライセンスとは、国際的非営利組織クリエイティブ・コモンズ（creative commons）が運用している著作権に関する意思表示をするためのツールである。①BY（クレジット表示）、②NC（Non Commercial 非営利）、③ND（No Derivatives 改変禁止）、④SA（Share Alike 継承）の4条件の組み合わせで成り立っている<sup>(9)</sup>。PDツール及びCCライセンスの基準は表1のとおりである。PDツールのうち、PDMは、自由に利用可能としているが、法的効力はないとされているのに対し、CC0の表記については、その者がもつ権利の全てを放棄することを明示したもので、これに関しては法的効力を持っている。国は、公的機関のものや公的助成を受けて作成されたデータのうち、著作権の問題がないものについては、CC0又はCC BYによる表記を求めている<sup>(11)</sup>。

CCライセンス等の表記がされることで、利用基準が明確になり、利用者の利便性は飛躍的に上がる。

表1 CCライセンス表示の一覧

	種類	解説	推奨
PD ツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利（その作品に関する権利や隣接する権利を含む。）を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供することを意味する。	◎
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○
CC ライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	◎
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が行えるライセンス。	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○

例えば、国立公文書館のデジタルアーカイブを参照すると、検索結果の下部に、CCライセンスが表示されている。利用者側からすると、これを何らかの媒体に掲載したいとした時に、どのような基準で利用できるコンテンツなのか、判断が容易にできるのである。デジタルコンテンツの発信において、権利者側からその利用基準を明示することがこれから求められていく時代になったといえる。

### 3 公文書館としての課題

これまで、第1章と第2章において、デジタル資料を扱う上での一般的な法律上の整理とオープンデータとしての利用条件のあり方について触れた。ここからは、愛知県公文書館として考えるべき課題について、私見を述べていきたい。

愛知県公文書館では、「所蔵資料検索システム」を運用しており、デジタルアーカイブとして一部の所蔵資料についてインターネット上で画像を閲覧することができるようにしている。ただし、目録データの内容及び画像について、公文書館ではCCライセンスの表記は採用していない。現在公文書館では、所蔵資料の画像等を出版掲載等に利用したい場合は、愛知県公文書館管理運営要綱で規定する様式を提出してもらうことにより、出版掲載の許可を出している。要綱の見直しが必要になるかもしれないが、CCライセンスの表記を導入すれば、この様式をやり取りする手間が省けるものが出てくるので、双方の負担が減り、公文書館・利用者双方のメリットにつながると考えられる。では、単純にCCライセンスの表記を導入すれば良いという結論には、そう簡単にたどり着けないことにも気付かされた。

まず、CCライセンスを付与できるのは、当然に著作権を有する者である<sup>(11)</sup>。提供しようとする資料のデータに対し、自らが権利者であることを確認し、

さらに適切なライセンスを付与できるだけの判断力が必要になる。

当館のデジタルアーカイブでは、許諾を得たうえで、一部他機関の資料画像を掲載している。そのような他機関所蔵のデータに対し、当館がライセンスによる表記をすることはできないと思われる。

また、CCライセンスの表記というのは、あくまでも著作権上の利用基準であり、所蔵者との関係について整理されたものではないことに留意したい。さらに、他の権利関係も発生する場合もあることにも注意が必要である。第1章で述べたとおり、資料を利用していく上では、著作権上の処理の他に、所蔵者への配慮が不可欠であると考えている。国のガイドラインにも、他の権利表記の例はあるが<sup>(12)</sup>、法的な根拠が何もない以上、所蔵者との関係について言及はない。公文書館としては、著作権と同様に所蔵者への配慮も欠かさないようにしているが、CCライセンスは、著作権上の整理において、利用条件を示す時には便利なものであるが、所蔵者や他の権利者への配慮をした場合の利用条件を示すための手段とはならない。

別の物理的な課題として、公文書館のWebページには、画像利用に関する注意書きとして、出版掲載の際は公文書館の許諾が必要な旨を明記している<sup>(14)</sup>が、写真を掲載している資料の一部については、検索結果の詳細画面には明示されておらず、わかりにくい。しかし、掲載している画像は自由に保存できるようになってしまっている。

これでは、利用条件がよくわからないまま二次利用されてしまってもおかしくないし、どのような利用をされているか公文書館が把握できない状態になってしまう。

そして、そもそも今回問題提起するきっかけとなった『愛知県史』に掲載した画像が、所蔵者や発行者である愛知県の知らないところでデジタル化さ

れ、インターネット上に掲載されている問題は、CCライセンスの表記にまつわる問題ではなく、所蔵者との信頼関係に関わる問題である。第1章で整理したとおり法的な問題がない以上、現状では解決の術がないといわざるを得ない。

## おわりに

以上、愛知県公文書館が抱えるデジタル資料をとりまく課題について述べてきた。

第1章では、刊行物から無断でインターネット上に掲載された画像について著作権法上の整理を行った上で、法的には問題がなくても所蔵者への配慮を怠ると今後の信頼関係を損ねる可能性を取上げた。そして、第2章では、デジタル資料の利用の観点からCCライセンスについて取り上げ、利用基準を明確化するメリットについて述べた。第3章ではそれら2つの章で述べたことを踏まえ、公文書館のデジタル資料をめぐる現状と課題について触れた。

公文書館が感知しないところでデジタル化された資料をめぐる課題と、公文書館として発信するデジタル資料をめぐる課題と少し方向性が異なるが、以下まとめとして小見を述べていきたい。

資料を発信していく立場としてデジタル化社会に移行しつつある現在、資料活用の面からも、今後はデジタル画像による資料閲覧をもっと進めていく必要がある。管理すべきデジタル資料は増えていくが、利用に関する事務の効率化のためにも、所蔵資料に関してはCCライセンスの導入を検討する必要があるものと思われる。

また、CCライセンス以外にも、公文書館で扱うデジタル資料について、利用基準をもっと明確化していく必要があるだろう。

所蔵者との関係をめぐっては、法的には所蔵者の許諾を得ずに利用しても問題ないことは明らかであ

るが、貴重な資料を今日もみることができるのは、所蔵者がたくさんの時間と手間、お金をかけて今日まで残してきたおかげであるという配慮を忘れてはならないと思う。しかし、利用者が増えれば増えるほど、(それは喜ばしいことではあるが)こちらが想定しない利用方法をされることも予想できる。だからといって、使用の許諾関係を厳格化していくことは、利用者が貴重な歴史資料を目にする機会を奪っていくことになりかねないし、その存在や素晴らしさを伝える場が限られてしまう。

現在、県史で掲載したデジタル画像の出版掲載を希望する者には所蔵者の許諾を得た上で当館が所持している画像データを渡すという運用をしているが、なぜそのような運用をしているか、ということについてもっとわかりやすく説明していく必要があるようにも思われる。

今後も、デジタル資料の利用と所蔵者への配慮とのバランスについて、うまく折り合いがつけられる所を探っていくことを考えていきたい。

- (1) 例えば、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」を策定し、連携している機関のデジタルアーカイブのコンテンツのメタデータを検索できるプラットフォーム「ジャパンサーチ」を運用している。

ジャパンサーチWebサイト：

<https://jpsearch.go.jp/>、2024年11月3日確認。

- (2) ウィキメディアコモンズWebサイト  
<https://commons.wikimedia.org/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>、2024年11月3日確認。

- (3) 昭和59年1月20日最高裁判決、事件番号昭和58(オ)171号。

唐代の書家である顔真卿の真跡の写真を、当時の所蔵者の許可なく出版した出版社に対し、所蔵者が出版物の販売停止を訴えた事件。最高裁は、所有権に基づいた出版の販売停止は認められないとして原告の上告を棄却した。

- (4) 著作権法（昭和四十五年五月六日 法律第四十八

号) 第五十一条により、原則として著作者の死後70年  
となっている。

(5) 平成10年11月30日東京地裁判決、事件番号昭和63年  
(ワ)第1372号。

版画の写真を出版物に掲載されたことに対し、撮影  
者がその著作性を争った事件である。裁判所は、撮影  
対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影す  
る以外の方法の選択の余地はないとして、著作物には  
あたらないと判断した。

(6) 「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン  
(令和5年9月デジタルアーカイブジャパン推進委員  
会実務者検討委員会)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/pdf/guideline\\_2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/guideline_2023.pdf)、2024年11月3  
日確認。

(7) 前掲注(6)P11からP13。

(8) 前掲注(6)P52からP53。

(9) 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」

<https://creativecommons.jp/licenses/>、2024年11月3  
日確認。

(10) 前掲注(6)P55からP56の表を一部抜粋して作成。

(11) 前掲注(8)に同じ。

(12) 「FAQ よくある質問と回答 CCライセンスの付  
いた作品を利用したいと考えている方へ」No.2。

<https://creativecommons.jp/faq/#c1>、2024年11月3  
日確認。

(13) 前掲注(6)P53からP54。

(14) 「愛知県公文書館所蔵資料検索システム」トップ画  
面注意書き

[https://www.i-repository.net/il/meta\\_pub/G0000606  
oudan](https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000606oudan)、2024年11月3日確認。

(参考文献)

『奈良文化財研究所研究報告 第34冊 文化財と著作  
権』(2022年3月31日、独立行政法人国立文化財機構 奈  
良文化研究所企画調整部文化財情報研究室)

文化庁『著作権法入門 2023-2024』(公益社団法人 著  
作権情報センター、2023年11月15日)

(愛知県公文書館)